

告示

埼玉県告示第四百七十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年六月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二四―一四―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字小松字悪戸二十三番一外二十四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百十九・五五立法メートル